

袋井市いじめ防止対策推進条例を制定 笠原認定子ども園工事請負契約締結

袋井市議会6月定例会報告

市議会6月定例会が6月6日から30日まで開かれました。市長提出22議案が上程され、2議案を初日に採決、残り20議案は最終日に採決、いずれも可決同意となりました。議員発議の2議案も可決しました。私は請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」の紹介議員として趣旨説明、賛成討論を行いました。不採択となりました。

H28年度一般会計補正予算(第1号)

「袋井市総合体育館整備及び運営事業(期間平成28年～平成46年)」に伴う債務負担行為の追加です。限度額を56億9200万円に金利変動等による増減額並びに消費税額等を加算した額となります。

行政財産の目的外使用に関する

条例の一部改正

総合体育館の整備にPFI手法を採用。事業者提案による自由提案施設の設置も可能としています。それに合わせ、行政財産の有効活用を図るため、相当の期間、行政財産の目的外使用が行えるとした改正です。

H28年度一般会計補正予算(第2号)

高尾第一幹線改修事業の前倒し施行実施

1億9420万円追加し、総額329億7420万円となりました。国の社会資本整備総合交付金の重点内示による1億200万円の増額で高尾放水路工事を、寄付金200万円をシティブロモーション事業機材購入費と袋井北小学校の図書や教材備品の購入費に充当します。他に地方創生加速

化事業費との重複計上額の減額などです。

公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正額は1億8000万円です。今年1月袋井第14号汚水幹線のマンホール栓から汚水が漏れ出す事故が発生。原因は汚水から発生する硫化水素による管路施設の腐食・劣化が原因と判明。急ぎよ改修工事を追加実施します。またマンホールポンプ長寿命化工事も前倒し施工します。

いじめ防止対策推進条例の制定

国の「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行。その規定に基づき制定するものです。市立学校でのいじめの防止、いじめの早期発見、いじめ対策について基本理念を定め、市、学校及び教職員、保護者の責務など必要な事項を定めるものです。学校では学期ごとに児童生徒への意識調査を実施、事実が確認された場合は校内いじめ対策委員会で協議対応をしています。平成26年度から教育心理検査Q・Uの全校実施、ネットパトロールの導入、浅羽中学校区での「魅力ある学校づくり調査研究事業」など未然防止に取り組んでいます。

公の施設に係わる指定管理者の

指定手続き等に関する条例の一部改正

指定管理者の指定手続きとPFI法に基づき実施する手続きのうち、申請及び申請時等の手続きの重複を解消するため、指定管理者選定の特例にPFI法の規定による選定事業者を候補者として選定する項目を加えるものです。

市税条例等の一部改正

地方税法等の一部改正、施行に伴い、延滞金の計算期間の見直し、法人市民税法し

人税割の税率引き下げ、軽自動車税の環境性能割り制度の導入、軽自動車税の税目名の変更等や、個人市民税に係わる医療費控除特例の創設等が主なものです。

小学校情報機器売買契約の締結

市内小学校8校に電子黒板機能付きプロジェクター、書画カメラ、ホワイトボード、その他ケーブル等付属機器を購入します。契約金額は2884万円余、納入業者は(株)コム・エンジニアリングで、9月から使用できるよう納期は8月中です。

笠原認定子ども園工事請負契約の締結

来年4月の開園をめざして笠原幼稚園と笠原保育園を統合する(仮称)笠原認定子ども園の新設工事を行います。丸明建設(株)と2億1168万円で契約します。施設は、建設面積1150㎡、延べ床面積1116㎡、鉄骨造、平屋建てで、笠原小学校の放課後児童クラブ室も入ります。

人権擁護委員の推薦

- 長谷川信子氏 再
- 永井 誠氏 再
- 沼野 純子氏 新
- 中山 喜一氏 新
- 青木 修氏 新

以上5名の推薦に同意しました。

議員発議で2つの特別委員会を設置

○農業活性化特別委員会

本市の農業の振興・活性化を図るため、3代基幹作目である、温室メロン、茶、米を主軸とし、他作物を含めた農産物の生産、加工、流通、販売、消費における諸課題や先進事例の調査・研究及び課題整理を行うことを

目的とする。(定数10人)

○公共施設マネジメント特別委員会

適正な公共施設等の在り方と安定した財政運営を両立させるため公共施設マネジメントにおける諸課題の調査・研究及び課題整理を行うことを目的とする。(定数10人)

請願第一号「所得税法第56条の廃止を求め

る意見書提出を求める請願」不採択

静岡県商工団体連合会婦人部協議会から提出されました。主な内容を紹介します。

日本では、個人事業種が生計を一にしている配偶者とその親族の働き分(自家労賃)を払っても、事実上必要経費と認めない税制が残されています。その根拠となっているのが所得税法第56条です。

個人事業主は、この税制のために一緒に働いている家族の働き分を人件費に計上できず、所得とみなされて課税されるという不利益を被っています。また、家族従業員は、給料を受けても労働者の所得として扱われず、独立した個人としての人格を認められないという人権侵害を受けています。

欧米では早くから家族従業員の給与は必要経費とされてきており、日本でも速やかに改められるべきである。全国450自治体が国への意見書を採択しており、袋井議会でも同様の意見書採択を求める。

国連女性差別撤廃委員会日本審議会が見直しの勧告を提出、国の第4次男女共同参画基本計画にも所得税法の見直し盛り込まれるなど、国も見直しの必要性を認めざるを得なくなっています。家族単位課税から個人単位課税へ、世界の趨勢となつていく中で、袋井市議会の旧態依然たる意見による、不採択は恥ずかしい結果です。